

村松地区の住居表示について

【目的は、わかりやすい住居表示の整備】

- ・住居表示制度とは、宅地造成など土地の分筆などにより、飛び地や順番になっていないなどわかりにくい地番を基にした住所を、順番にわかりやすく表示することを目的とした制度です。
- ・村松地区では、「村松甲〇番地、乙〇番地」などを「村松〇〇町〇番〇号」のように、順番にわかりやすい住居表示となるように整備を行う予定です。

【住居表示に関する法律の制定と改正】

- ・住居表示に関する法律：昭和 37 年制定。
- ・改正：昭和 42 年、昭和 58 年、昭和 60 年、平成 11 年、平成 26 年
※昭和 60 年の改正では、法第 5 条第 2 項として「新たな町字の区域を定めた場合はできるだけ従来の名称に準拠して定めなければならない。これにより難いときは、できるだけ読みやすく、かつ、簡明なものにしなければならない。」趣旨の規定が追加されました。

【平成 25 年 2 月 審議会答申、同年 3 月街区方式と実施区域の議決】

- ・住居表示に関する法律及び実施基準に基づき区割を 5 分割とし、町名は継続審議とすることで、平成 25 年 2 月 12 日付、住居表示審議会が市長に答申しました。
- ・同年 3 月議会で実施区域と住居表示の方法を※街区方式とすることが議決されました。



【平成 31 年 3 月 研究委員会の意見書（5 分割に対する 3 つの町名案）】

審議会の答申を受け、市では平成 30 年 9 月に「五泉市住居表示研究委員会」を設置。同委員会では継続審議の町名について協議し、3 つの町名案の意見書を市に提出しました。
その際、5 分割に反対する意見もあることから、地域住民の賛同が得られるよう慎重な審議を期待するとの意見が付されました。



【通称名を活かした 3 つの町名・町割（素案）】

- ・令和 4 年度に 5 分割の町割とは別に通称名を活かした 3 つの素案を関係団体との意見交換等を通じて作成しました。素案の内容は実施区域を 29 分割、32 分割、44 分割に分けたもので、そこに五泉市村松〇〇という町名を付けたものです。
- ・3 つの区割（素案）は行政区を基本としたものです。街区方式は道路や水路などで区割することが基本ですが、皆様のご意見を伺いながら、最終的には地域住民の合意が得られる方法で区割を行います。
- ・住居表示の実施に関して、各町内会での議論を活発化するための補助制度等を含めて、検討します。

《用語の説明》

- ※街区方式：道路や水路などで区割した地域の建物に住居番号を用いて表示する方法。
- ※道路方式：道路 1 本 1 本に名称を付け、その道路に接し、または通路を有する建物に住居番号を用いて表示する方法。